

「衛生推進者」養成講習

中小規模企業や、支店営業所などの出先の衛生管理担当者（非工業的業種〔注1〕）

【労働安全衛生法第 12 条の 2】

主催：(一社)三田労働基準協会（幹事） 渋谷労働基準協会
(一社)品川労働基準協会 (社)大田労働基準協会

常時 10 人～49 人の労働者を使用する非工業的業種〔注1〕の事業場（企業や、支店営業所等の出先）では、労働安全衛生法第 12 条の 2 により、一定の実務経験者等から「衛生推進者」（工業的業種の場合は「安全衛生推進者」）を選任し〔注2〕、労働衛生に係る業務を担当させなければなりません。

つきましては、下記により「衛生推進者」を養成するための講習を開催いたしますので、この機会に受講されますようご案内申し上げます。

記

- 1 日 時 平成 26 年 3 月 5 日（水） 10:00～16:40（開場 9:30）
- 2 会 場 一般社団法人三田労働基準協会 1 階 研修センター
港区芝 4-4-5 三田基準協会ビル（裏面案内図参照）
- 3 研修科目 法令に定める全科目（講師：労働衛生コンサルタント）
- 4 修了証の交付 全科目受講された方（遅刻早退不可）に、当日講習終了後交付します。
修了証は（社）三田労働基準協会〔東京労働局長登録第 3 号〕から発行されます。
- 5 定 員 32 名（先着順）
（企業・団体等で一定人数以上まとまる場合は、個別の講習開催に応じますので、ご相談下さい）
- 6 受講料 7,945 円（テキスト代〔中災防発行〕・消費税込み）
（ただし、上記労働基準協会会員は 7,000 円（協会でテキスト代（945 円）を助成します））
- 7 申込み方法等
 - ② 受講申込：裏面「申込書」により、三田労働基準協会あて Fax（03-3451-7692）して下さい。
 - ② 申込受付と受講料の振込：受講可能な場合は受講番号を記入のうえ「受講票」として申込担当者に Fax 返信いたします（申込書に必ず Fax 番号をご記入下さい）。受講料は受講票到着後 2 週間以内（到着から 2 月 26 日まで 2 週間ない場合は 2 月 26 日（水）まで）に次の銀行口座にお振込み下さい（振込手数料はご負担願います）。

・銀行名：三菱東京UFJ銀行田町支店 ・口座番号：普通預金 0397963
・口座名義：一般社団法人三田労働基準協会・住所：港区芝 4-4-5（Tel03-3451-0901）
なお、振込人名の前に講習会月日を記入ください（例0305 マルマルカイシャ等）

 - ③ 受講の取消：2月26日（水）までの取消しは受講料を全額返還いたします（振込手数料はご負担願います）。それ以降の取消しは返還できませんので予めご承知おきください。
 - ④ 受講者は、Fax された受講票を当日持参し受付にご提出ください。
- 8 問合先 (一社)三田労働基準協会 電話 03-3451-0901 Fax03-3451-7692

〔注〕 1 「衛生推進者」・「安全衛生推進者」の業種区分（事業場（企業単位ではありません）の規模は 10 人～49 人）

業 種	
衛生推進者	下記以外の全ての業種、
安全衛生推進者	製造業、建設業、運送業、清掃業、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、自動車整備業、機械修理業、各種商品卸売業、各種商品小売業、家具・建具・什器等卸売業、家具・建具・什器等小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、林業、鉱業

2 「衛生推進者」の選任基準

① 大学・高専卒業後 1 年以上の衛生の実務経験者、② 高校卒業後 3 年以上の衛生の実務経験者、③ 5 年以上の衛生の実務経験者、④ 衛生推進者養成講習の修了者、の中から選任します。